

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和5年6月号

「定期購入は、一方的に拒絶しても解約になりません」

SNSの広告で「お試し」「初回無料」と書いてあるのを見て、1回限りの契約だと思い商品を購入した。後日、2回目の商品が届き高額な請求をされた。定期購入だと分からなかったので2回目を返品したい。

解約・返品等は、事業者が定めた「返品特約」に従うことになり、「もう要らない」と一方的に受取拒否したり送り返しても、支払義務は残ります。解約には、事業者の合意が必要です。通信販売には、クーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品できる可能性がありますので、困ったときは早めに消費生活センターに相談してください。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00

※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。